

## 違反是正事例（事例 3－2）

テーマ < 避難器具等の継続違反がある遡及対象物の違反処理 平成21年 >

- ▶ 避難器具未設置等の違反対象物が、平成 14 年消防法施行令の改正に伴い、自動火災報知設備の設置が義務化されたため、指導が困難となり、命令による違反処理をした事例。

### 防火対象物の概要

- (1) 用途 複合用途（16 項イ）
- (2) 構造・規模 耐火造（地上 5 階 地下 1 階）
- (3) 延べ面積 314 m<sup>2</sup>
- (4) 収容人員 70 人
- (5) 消防用設備等 消火器、非常警報設備（非常ベル）、避難器具、誘導灯
- (6) 所有者 A（平成 9 年に強制競売により購入。個人所有）  
管理は、管理会社の B が行っている。

5 階	作業所
4 階	作業所
3 階	ジャズバー
2 階	カラオケ喫茶
1 階	ラーメン屋
地下 1 階	スナック

GL

### 1. 違反処理の概要

#### (1) 実態調査及び立入検査指導

ア 平成 10 年 10 月、火災発生に伴い当該対象物を把握

従前の所有者であるラーメン屋（1 階）の経営者から情報を入手し、建築当初の図面を入手した。立入検査を実施して、違反内容を立入検査結果書により通知した。

（違反指摘事項）

- ① 防火管理者未選任
- ② 消防計画未作成
- ③ 共同防火管理協議事項未作成
- ④ 消火・避難訓練未実施
- ⑤ 消防用設備等点検報告未報告（消火器、非常ベル、誘導灯）
- ⑥ 避難器具未設置

イ 平成14年4月、立入検査を実施（2回目）

テナントの管理する部分の①防火管理違反、⑤消防用設備等点検結果報告等についてのみ一部是正されたが、建物全体に係る所有者側の違反は是正されていなかった。

ウ 平成16年7月、立入検査を実施（3回目）

消防法施行令の改正により、新たに自動火災報知設備の設置が必要となったことから、立入検査結果通知書の指導事項に「平成17年10月1日までに自動火災報知設備を設置すること。」と記載して通知する。

エ 平成17年11月、改修計画書の提出

管理会社のBを通して、Aの名前で改修計画書が提出され、自動火災報知設備及び避難器具については、平成18年3月までに設置する旨報告された。

オ 平成19年2月、立入検査実施（4回目）

自動火災報知設備、避難器具とも設置に至らないことから、再度立入検査を実施し、違反内容を指摘した。

（違反指摘事項）

- ① 防火管理者未選任
- ② 消防計画未作成
- ③ 共同防火管理協議事項未作成
- ④ 消火・避難訓練未実施
- ⑤ 消防用設備等点検報告未報告（消火器、非常ベル、誘導灯）
- ⑥ 自動火災報知設備未設置
- ⑦ 避難器具未設置（2階、3階）

カ 平成19年3月、改修計画書の提出（2回目）

自動火災報知設備及び避難器具の設置については、平成20年6月までに設置するという内容の改修計画書の提出がされた。

所有者Aに直接連絡がつかなかったが、Bの関与により改修計画書が提出されて、その後、Bが防火管理者として選任されて、消防計画未作成、共同防火管理協議事項未決定、消火・避難訓練未実施、消防用設備等点検報告未報告違反も是正された。

キ 所有者Aと連絡不能

その後も電話が繋がらないため、住民票の場所（他府県）に数度出向したがAとは接触できず、居住の有無を確認できなかった。

住民票の住所の隣に所在するAの会社には、Aは留守であったが従業員がいた。

(2) 警告から命令までの経緯

ア 平成19年8月、建物の実況見分を実施（立会者B）

地下1階の一部が増築され、その増築により延べ面積が300㎡を超えることから、全て実測し、各用途の写真及び供述を取り再確認した。

イ 平成19年8月、2階、3階の各テナントに警告書の交付

（警告事項）：2階テナント部分

平成19年12月31日までに避難器具を設置すること。

(警告事項) : 3階テナント部分

- ① 平成19年9月30日までに消防計画を作成、届出すること。
- ② 平成19年12月31日までに避難器具を設置すること。

ウ 平成19年11月、警告書の交付

所有者Aとの接触が困難で直接交付できないため、やむを得ず管理者Bを通して交付し、念のためBにAから受領書のサインをもらうように依頼し、その後Aの受領書がそのまま署に返送された。

(警告事項)

- ① 平成19年12月15日までに2階及び3階部分に避難器具を設置すること。
- ② 平成20年1月30日までに建物全体に自動火災報知設備を設置すること。

管理者Bに交付するまでの対応については次のとおり。

(ア) 平成19年8月、会社(他県に所在)へ出向

Aが不在のため社員に、警告書の受領を依頼するが受取拒否。

(イ) 平成19年9月、内容証明で送付

受取人不在で返送され交付できず。

エ 平成20年8月、Aに電話連絡

その後もAに何度も電話するも繋がらず、会社の従業員を通して消防署への連絡を依頼するが、Aからの連絡はなかった。

平成20年8月、Aの携帯電話に繋がり、「自動火災報知設備及び避難器具の設置が必要であること。」を伝えるが、「お金がない等」の回答があり、電話は一方向的に切られた。

オ 平成20年11月、来署要請書を内容証明で郵送

警告事項の是正意思確認のため消防署へ来署するように来署要請書を郵送するも連絡はなく、指定した日の来署もなかった。

カ 平成20年12月、再度実況見分を実施(立会者 B)

Bから「何回も話しているが、所有者はお金がないから設置できないと言っている。消防署から直接指導してほしい。」との供述があり、供述調書とした。

また、Aは家賃も差し押さえにあったという情報を得る。

(3) 命令からは是正までの経緯

ア 平成21年1月から3月、命令書の交付準備

違反調査報告書を作成し、命令に向けて準備を行うとともにAとの接触を何度も試みるも連絡がつかない。

Bから建物における防火管理者の解任届が提出されたため事情を聴くと、Aから契約解除を宣告されたとの事であった。

イ 命令書交付にあたり、以下の内容について検討

- (ア) 警告書がA本人に到達していない可能性があるが、命令に移行して問題はないか。
- (イ) 命令の時期は、3月中に出すべきか、人事異動が終わった4月が妥当か。
- (ウ) 今までの経緯からAへの命令書の送達をどのようにするか。

ウ 平成21年4月、新規管理者へ命令書の交付を依頼

Aへの伝達方法を検討している間に、入居テナントから新しい管理者Cの情報を入手し、

管理者に命令を発動するため所有者と接触したい旨説明すると、「必ず私が所有者に話す。」と誠実な対応をしたため命令書を交付した。

同時に防火管理者未選任等の新たな違反について立入検査結果通知書を交付した。

(命令書の命令内容)

- ① 平成 21 年 7 月 31 日までに建物全体に自動火災報知設備を設置すること。
- ② 平成 21 年 6 月 30 日までに建物 2 階及び 3 階に避難器具を設置すること。

エ 標識の設置及び公示

命令書交付した翌日、管理者 C より所有者 A に書類を渡したとの連絡があり、供述内容を調書に記録した。

また、建物に標識を設置するとともに公示を行った。

## 2. 違反処理の完結

- (1) 平成 21 年 5 月、新規管理者 C が防火管理者として選任
- (2) 平成 21 年 6 月、2 階の店舗が撤去、3 階部分には避難器具が設置
- (3) 平成 21 年 7 月 30 日、建物全体に自動火災報知設備が設置

## (事例 3-2) グループ検討

テーマ < 避難器具等の継続違反がある遡及対象物の違反処理 平成21年 >

### 1. 立入検査の計画について

平成 10 年 10 月に 6 件の違反指摘がされて、その後平成 14 年 4 月の立入検査となり違反が継続しています。継続違反がある対象物に対する立入検査の計画について考えてください。

### 2. 違反処理の移行時期について

平成 19 年 2 月の立入検査後、ソフト面の指摘事項は一部改修されたが、設備の未設置に対して、8 月にテナントへ警告書を交付しています。警告書の交付先とその内容について検討してください。また、平成 21 年 4 月の命令書の交付時期については、どのように考えますか。

### 3. 名あて人と接触できない時の立入検査結果通知書の違反事項の指導について

立入検査で結果通知書の交付ができないことや指導事項の改修が進まないことが多いが、各所属で扱っている事例等も踏まえて、関係者との対応要領など査察執行のあり方や警告書の伝達方法について検討してください。

### 4. 金銭的理由による消防用設備設置の拒否について

消防用設備設置に際しては、ビル所有者が金銭的理由による設置免除や履行期限猶予を申し出ることが多いが、その際の対応について、検討してください。

また、命令時の弁明書として提出されることがあるが、同様に検討してください。

アドバイザーが付加提示した課題の検討及びその他、グループで意見が出た内容